

令和 6 年第 3 回市議会（定例会） 議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その 9）

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その9)

議案第 98 号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	1
議案第 99 号	堺市手数料条例等の一部を改正する条例	3
議案第 100 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	9

<議案第98号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例>

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
目次 第1章～第6章 （略） 第7章 雑則（第24条—<u>第25条</u>） 第8章 罰則（<u>第26条</u>—第30条） 附則 第7章 雑則 （出産被保険者に関する届出） 第25条 （略） （追加） 第8章 罰則 <u>第26条</u> 世帯主が法第9条第1項、第5項又は第9項の規定による届出をせず、<u>虚偽の届出をし、又は被保険者証の返還をしない場合</u>においては、その者を20,000円以下の過料に処する。 <u>第27条</u> （略） <u>第28条</u> （略） <u>第29条</u> （略）	目次 第1章～第6章 （略） 第7章 雑則（第24条—<u>第26条</u>） 第8章 罰則（<u>第27条</u>—第30条） 附則 第7章 雑則 （出産被保険者に関する届出） 第25条 （略） <u>（委任）</u> <u>第26条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。 第8章 罰則 <u>第27条</u> 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者を20,000円以下の過料に処する。 <u>第28条</u> （略） <u>第29条</u> （略） <u>第30条</u> （略）

(委任)

第 3 0 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(削る)

<議案第99号 堺市手数料条例等の一部を改正する条例>

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
（建築基準法関係手数料） 第33条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この条において「政令」という。）又は堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号。以下この条において「条例」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は通知をする者から徴収する。 (1) （略） (2) 法第6条の3第1項ただし書又は<u>法第18条第4項ただし書</u>の規定に基づき建築主事が審査を行う場合における審査手数料 1件 541,300円以内において規則で定める額 (3) 法第7条第1項又は<u>法第18条第17項</u>の規定に基づく完了検査手数料 ア 法第7条の3第1項又は<u>法第18条第19項</u>の特定工程に係る建築物 1件 478,000円以内において規則で定める額 イ （略） (4) 法第7条の3第1項又は<u>法第18条第20項</u>の規定に基づく中間検査手数料 1件 430,000円以内において規則で定める額	（建築基準法関係手数料） 第33条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この条において「政令」という。）又は堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号。以下この条において「条例」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は通知をする者から徴収する。 (1) （略） (2) 法第6条の3第1項ただし書又は<u>法第18条第5項ただし書</u>の規定に基づき建築主事が審査を行う場合における審査手数料 1件 541,300円以内において規則で定める額 (3) 法第7条第1項又は<u>法第18条第21項</u>の規定に基づく完了検査手数料 ア 法第7条の3第1項又は<u>法第18条第28項</u>の特定工程に係る建築物 1件 478,000円以内において規則で定める額 イ （略） (4) 法第7条の3第1項又は<u>法第18条第29項</u>の規定に基づく中間検査手数料 1件 430,000円以内において規則で定める額

(5)～(8) (略) (9) 法第7条第1項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査の対象となる工事に係る建築物に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の完了検査手数料 1件 18,000円以内において規則で定める額 (10) 法第87条の4において準用する法第7条第1項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査手数料 1件 18,000円以内において規則で定める額 (11) 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査手数料 1件 12,000円 (12) 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定手数料 1件 120,000円 (13)～(70) (略) 2 (略)	(5)～(8) (略) (9) 法第7条第1項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査の対象となる工事に係る建築物に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の完了検査手数料 1件 18,000円以内において規則で定める額 (10) 法第87条の4において準用する法第7条第1項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査手数料 1件 18,000円以内において規則で定める額 (11) 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査手数料 1件 12,000円 (12) 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定手数料 1件 120,000円 (13)～(70) (略) 2 (略)
---	---

堺市建築基準法施行条例（平成１２年条例第３３号）新旧対照表（第２条関係）

現行	改正後（案）
（工事監理者の届出） 第３条 建築主は、法第５条の６第４項の工事監理者を、規則で定める様式により市長（法第６条の２第１項の確認を<u>受ける</u>場合においては、国土交通大臣又は大阪府知事の指定した者。以下同じ。）に届け出なければならない。 ２ 前項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める時に併せて行わなければならない。 （１）・（２） （略） （３）法第１８条第２項の規定による通知を行う場合 当該通知を行う時 ３ （略）	（工事監理者の届出） 第３条 建築主は、法第５条の６第４項の工事監理者を、規則で定める様式により市長（法第６条の２第１項の確認を<u>受け、又は法第１８条第４項の規定による通知を行う</u>場合においては、国土交通大臣又は大阪府知事の指定した者。以下同じ。）に届け出なければならない。 ２ 前項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める時に併せて行わなければならない。 （１）・（２） （略） （３）法第１８条第２項<u>又は第４項</u>の規定による通知を行う場合 当該通知を行う時 ３ （略）

堺市開発行為等の手続に関する条例（平成15年条例第22号）新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
（届出） 第6条 1・2 （略） 3 第1項の規定による届出は、当該開発行為等に係る第8条に規定する覚書の締結、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知前に行わなければならない。 （公共施設、公益施設等の協議） 第7条 開発者は、次に掲げる開発行為等を行おうとするときは、都市計画法第30条第1項の許可の申請、道路位置指定の申請、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認の申請、同法第18条第2項の規定による計画の通知又は盛土規制法第12条第1項の許可の申請に先立ち、市長その他規則で定める者と当該開発行為等により必要となる公共施設、公益施設その他規則で定める物の設置、整備及び管理について協議しなければならない。ただし、市が行う開発行為等及び規則で定める開発行為等については、この限りでない。 （1）～（5） （略） 2～6 （略）	（届出） 第6条 1・2 （略） 3 第1項の規定による届出は、当該開発行為等に係る第8条に規定する覚書の締結、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項<u>若しくは第4項</u>の規定による計画の通知前に行わなければならない。 （公共施設、公益施設等の協議） 第7条 開発者は、次に掲げる開発行為等を行おうとするときは、都市計画法第30条第1項の許可の申請、道路位置指定の申請、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認の申請、同法第18条第2項<u>若しくは第4項</u>の規定による計画の通知又は盛土規制法第12条第1項の許可の申請に先立ち、市長その他規則で定める者と当該開発行為等により必要となる公共施設、公益施設その他規則で定める物の設置、整備及び管理について協議しなければならない。ただし、市が行う開発行為等及び規則で定める開発行為等については、この限りでない。 （1）～（5） （略） 2～6 （略）

(工事完了の届出及び検査)

第9条 開発者は、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認の申請若しくは同法第18条第2項の規定による計画の通知を行うまで、道路位置指定を受けるまで又は都市計画法第36条第2項の規定による工事完了の検査若しくは盛土規制法第17条第1項の規定による工事完了の検査を受けるまでに、前条の覚書に基づく工事（以下この条において「当該工事」という。）を完了しなければならない。ただし、協議の内容により当該工事を建築工事着工前に完了する必要があるとあらかじめ市長が認めたとき、又は当該工事を建築工事と切り離して行うことが著しく不適当と市長が認めたときは、この限りでない。

2～5 (略)

(工事完了の届出及び検査)

第9条 開発者は、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認の申請若しくは同法第18条第2項若しくは第4項の規定による計画の通知を行うまで、道路位置指定を受けるまで又は都市計画法第36条第2項の規定による工事完了の検査若しくは盛土規制法第17条第1項の規定による工事完了の検査を受けるまでに、前条の覚書に基づく工事（以下この条において「当該工事」という。）を完了しなければならない。ただし、協議の内容により当該工事を建築工事着工前に完了する必要があるとあらかじめ市長が認めたとき、又は当該工事を建築工事と切り離して行うことが著しく不適当と市長が認めたときは、この限りでない。

2～5 (略)

<議案第100号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第2条、第3条、第4条関係）				別表（第2条、第3条、第4条関係）			
1 市長の附属機関				1 市長の附属機関			
附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
(略)				(略)			
堺旧港交流 空間創出事 業者選定委 員会	(略)			堺旧港交流 空間創出事 業者選定委 員会	(略)		
(追加)				堺市中百舌 鳥駅前北側 広場活用等 事業者選定 委員会	中百舌鳥駅前北側広場活用 等事業に係る事業者の選定 についての審議及び審査に 関する事務	6人以内	委嘱され、又 は任命された 日から事業者 が選定される 日まで
堺市建設局 指定管理者 候補者選定 委員会	(略)			堺市建設局 指定管理者 候補者選定 委員会	(略)		
(略)				(略)			
2・3 (略)				2・3 (略)			

令和 6 年第 3 回市議会（定例会）
議 案（条例関係）新 旧 対 照 表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その 9）

令和 6 年 8 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

Tel 072-233-1101

U R L <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-24-0031

